

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク

会員証取扱規程

制定 2022年 3月28日

施行 2022年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、当法人という）が発行する会員証について必要な事項を定めることを目的とする

(会員証)

第2条 当法人は、個人会員（個人の資格で入会している正会員、一般会員、賛助会員をいう、以下同じ）の求めに応じて会員証を発行し、貸与する。

(発行および被貸与者たる会員の義務)

第3条 会員証の発行を希望する会員は所定の発行申請書に、別表1の(1)に定める手数料を添えて申し込む。

- 2 前項により会員証の発行・貸与を受けようとし、もしくは貸与を受けた会員を、被貸与者たる会員という。
- 3 会員証を交付するときは、特定記録郵便により交付する。ただし、事務局長が特に認めた場合はこれ以外の方法での交付を認める。
- 4 被貸与者たる会員は、貸与された会員証をこの規程および事務局長の指示に基づいて管理する義務を負う。

(会員証の様式)

第4条 会員証は、プラスチック製のカードとし、証明文とともに次の各号を記載し、かつ印刷により縮小した当法人の印を表示する。

- (1)発行番号
 - (2)会員種別（英語を併記する）
 - (3)氏名（アルファベット表記を併記する）
 - (4)発行日
 - (5)発行者
- 2 発行番号は、6桁の英数字で表示するものとし、各桁の定め方は次のとおりとする。
- (1)1桁目 会員種別を識別する記号（アルファベット）
 - (2)2桁目 発行年度を表す記号（数字もしくはアルファベット）
 - (3)3～5桁目 3桁からなる数字の一連番号の各桁
 - (4)6桁目 前号の一連番号のチェックデジット（モジュラス10ウェイト2・1分割方式による）
- 3 発行番号の管理に必要な事項で、前項に定める以外の事項（発行年度記号の詳細を含む）は事務局長が定める。
- 4 会員の種別写真家会員が会員証の発行を希望した場合、会員種別にその旨明記し、本条第2項(2)号の会員種別を識別する記号は固有の記号を割り当てる。
- 5 会員種別の英語表記および会員種別を識別する記号は、別表2により定める。
- 6 会員証には被貸与者たる会員の顔写真を表示することができる。
- 7 会員証の発行者は理事長とし、職名をもって表示する。
- 8 会員証のデザインは別記様式1のとおりとする。

(有効期限)

第5条 会員証の有効期限は次回の会費納入期限（会費規程に定める日）とする。

(会員証有効期限識別証)

第6条 会員証の有効期限は、別に発行する「会員証有効期限識別証」により表示する。

- 2 会員証有効期限識別証の貼付がない会員証および表示された有効期限を超過した会員証は、会員証としての効力を失う。

(会員証有効期限識別証の様式)

第7条 会員証有効期限識別証はシール式とし、会員証の初回発行にあたってはこれを貼付して交付する。

- 2 会員証有効期限識別証は次の各号を記載し、当法人の印を押捺する。別記様式2により発行する。
 - (1)有効期限

- (2)会員種別
- (3)氏名
- (4)発行日
- (5)発行者

- 3 会員証有効期限識別証の発行者は理事長とし、職氏名をもって表示する。
- 4 会員証有効期限識別証のデザインは別記様式1のとおりとする。

(会員証有効期限識別証の発行)

- 第8条 会員証有効期限識別証は、初回の発行または会費の納入があったときに発行し、被貸与者たる会員に交付する。
- 2 会員証有効期限識別証を交付するときは、特定記録郵便により交付する。ただし、事務局長が特に認めた場合はこれ以外の方法での交付を認める。
 - 3 被貸与者たる会員が過去3年度の会費の支払いに遅延がない(会費請求時に指定した期日までに支払っている)とき、事務局長は前項の規定によらず会費の請求時に交付(これを特例先行交付という)することができる。
 - 4 被貸与者は、更新のために新しい会員証有効期限識別証の発行を受けたときはすでに貼付されている会員証有効期限識別証を遅滞なく破棄の上会員証の裏面に貼付しなければならない。

(会員証等発行記録簿の調製)

- 第9条 法人は、会員証等発行記録簿を調製する。
- 2 会員証を発行したときは、会員証等発行記録簿に第4条1項各号を記録しなければならない。
 - 3 会員証有効期限識別証を発行したときは、会員証発行記録簿の所定欄に発行日と有効期限を記録しなければならない。
 - 4 会員証等発行記録簿の様式は事務局長が定める。

(返納)

- 第10条 会員の資格を喪失したときは、被貸与者たる会員は遅滞なく会員証有効期限識別証を含む会員証を返還しなければならない。
- 2 事務局長は会員証の管理上問題がないと認められるときは、会員証の返納を免除することができる。

(失効)

- 第11条 会員証の効力は、次の各号の一に該当したときに失効する。
- (1)会員証有効期限識別証に記載した有効期限を超過したとき
 - (2)会員証有効期限識別証の貼付がないとき
- 2 次の各号の一に該当する場合は会員証の効力を一時失効させる。
- (1)第8条2項により会員証有効期限識別証の特例先行交付を受けた被貸与者たる会員が、会費の請求時に指定した期日までに会費の支払いがなかったとき

(紛失)

- 第12条 被貸与者たる会員が会員証を紛失したときは遅滞なく当法人に届け出なければならない。
- 2 紛失の届出があったときは、当該発行番号による会員証は当然に失効する。

(公示)

- 第13条 会員証が失効し、もしくは紛失の届出があったときは、当該会員証の発行番号および氏名を明示して当法人のWebサイトでその旨を公示する。

(再発行)

- 第14条 会員証を損傷しもしくは紛失したときは、被貸与者からの申出により再発行をする。
- 3 紛失による再発行の申出は、紛失の届出がされている、もしくは同時に届出する場合に限る。
 - 2 前項の再発行に際しては別表1の(2)で定める手数料を申し受ける。

(訂正)

- 第15条 被貸与者の会員種別、もしくは氏名の変更があったときは遅滞なく当法人に届出の上、会員証の訂正を受けなければならない。
- 2 前項の会員種別の変更には、正会員が写真家会員登録をしたとき、もしくは写真家会員登録を廃したときを含むものとする。

(1)プラスチックカードの寸法は、長辺85.6mm／短辺54mm／厚さ0.76mm／公差2.5%を標準とする。

(2)会員証下部に表示する会員種別を識別する帯色および英文表記は会員種別ごとに次のとおりとする。

正会員かつ写真家会員登録をしている者

Credentials for Regular/Photographer Member of THE NORTH FINDER

正会員

Credentials for Regular Member of THE NORTH FINDER

一般会員

Credentials for General Member of THE NORTH FINDER

賛助会員

Credentials for Support Member of THE NORTH FINDER

別記様式2

当法人の会員証有効期限識別証は、下記のデザイン（様式）により発行する。

会員証有効期限識別証			
有効期限	年	月	日まで有効
会員種別			
氏名			
この証を貼付した会員証（ただし上記の会員のものに限る）の有効期限は上記のとおりです。 発行日 _____ 場合は無効			
特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク 理事長 ○○ ○○			

(1)寸法は、長辺83.8mm／短辺4.23mmを標準とする。

(以下余白)